

改正

平成15年2月6日規則第3号

平成16年3月31日規則第13号

給水装置の構造及び材質の基準に関する規程

給水装置の構造及び材質の基準に関する規程（昭和53年規則第4号）の全部を次のように改正する。

（目的）

第1条 この規程は、越谷・松伏水道企業団給水条例（昭和36年条例第5号）第7条の2の規定、その他給水装置の構造及び材質の基準について必要な事項を定めることを目的とする。

（給水管の材質）

第2条 配水管から分岐し、メーターまでに布設する給水管の材質は、水道用ステンレス鋼管（以下「ステンレス鋼管」という。）、水道用耐衝撃性硬質塩化ビニール管に限る。ただし、管の口径が75ミリメートル以上の場合はダクタイル鋳鉄管（耐震継手のものをいう。以下同じ。）を使用しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず施工技術その他の理由により、企業長がやむを得ないと認めた場合は、前項に規定する以外の材質を使用することができる。

（給水管の取出し）

第3条 給水管の取出しをする場合は、次のとおりとする。

- （1） 配水管から給水管を取出す方向は、当該配水管が布設されている道路の境界線までは、当該配水管に対して直角にすること。
- （2） 国道、県道、市道、町道から給水管を取出す場合の取出し口径は、25ミリメートル以上にすること。
- （3） 道路交差点内からの給水管の取出しは、禁止する。

（給水管の布設）

第4条 給水管の深さは、次のとおりとする。

- （1） 国道、県道、市道一級・二級道路は、管径に係わりなく土被り1.2メートル以上とする。
- （2） 一般市道・町道・私道については、1.0メートルを標準とする。
- （3） 行き止まり道路等に耐衝撃性硬質塩化ビニール管口径50ミリメートル又は75ミリメートル

を布設する場合は、0.8メートルを標準とする。

- (4) 歩道の場合は、他の占用物との調整を取りながら0.8メートル以上1.2メートルを標準とする。
- (5) 区画整理事業や計画道路は、施行者の指示による。
- (6) 車の通行がない私道内は、0.6メートル以上とする。
- (7) 宅地内は、0.3メートル以上とする。
- (8) その他、上記各号以外の場合は、道路管理者の指示による。

2 給水管は、下水道管、汚水ます、その他水道水が汚染されるおそれのある施設から離し、かつ、できる限り水平に布設するものとする。

3 給水管が道路側溝を横断する場合は、当該側溝の下に布設するものとする。

4 給水管の空気の排出及び洗浄は、徐々に、かつ十分に注意して行うものとする。

(給水管の保護)

第5条 給水管を保護するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 地盤の不等沈下等が起きるおそれがある場所においては、伸縮継手、可撓継手を使用するなど適当な措置を講ずるものとする。
- (2) 給水管が水路等を上越しする場合は、当該部分にステンレス鋼管を使用し、防寒措置を施し、かつ、さや管（鋼管等）等によって防護すること。ただし、ダクタイル鋳鉄管を使用する場合にはこの限りではない。
- (3) 給水管は、ボイラー、給湯管、その他給水管に支障となる恐れがある施設から離して配管すること。
- (4) 建物に沿う立上り管部分については、防寒及び防護し、かつ、クリップ、フック等によって建物に固定すること。
- (5) 建物内外の個立立上り管は、コンクリート柱等によって固定すること。
- (6) 給水管及び継手の接合には、ガス溶接、電気溶接、その他これと同様の方法を使用してはならない。

(止水栓の取付け)

第6条 給水管には、止水用の弁を取付けなければならない。

2 前項に規定する止水用の弁の他に、水道用メーターの手前に止水用の手動式バルブを取付けなければならない。

(直結器具の使用基準)

第7条 給水管に接続する直結器具は、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号）により認証されたものでなければならない。

（ステンレス鋼管の使用基準）

第8条 給水装置にステンレス鋼管を使用する基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） ステンレス鋼管は、配水管分岐よりメーターの1次側までとする。
- （2） 分岐管は、可撓式給水管を使用すること。
- （3） 継手は、プレス式継手を使用すること。
- （4） ステンレス鋼管と異種金属を接合する場合は、絶縁処置をすること。
- （5） ステンレス鋼管は、ポリスリーブで被い、かつ年号テープを巻くこと。

（水道用耐衝撃性硬質塩化ビニール管の使用基準）

第9条 給水装置に耐衝撃性硬質塩化ビニール管を使用する基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 水道用耐衝撃性硬質塩化ビニール管の使用範囲は、配水管が硬質塩化ビニール管及び耐衝撃性硬質塩化ビニール管の場合とする。
- （2） 水道用耐衝撃性硬質塩化ビニール管の接合は、管専用の接着剤を使用すること。ただし、修繕工事の時はこの限りではない。

（ダクタイル鋳鉄管の使用基準）

第10条 給水装置にダクタイル鋳鉄管を使用する基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） ダクタイル鋳鉄管の口径は、75ミリメートル以上とし、配水管からの分岐に使用する。
- （2） ダクタイル鋳鉄管は、水路を上越しする場合に使用する。

（逆止弁の使用基準）

第11条 貯水槽、プール、その他水を入れ又は受ける施設等に給水する給水装置で、水の逆流が予想される場合は、その防止のために逆止弁等を設置すること。

（給水装置工事施工上の特例）

第12条 給水装置工事の施工上その他特別の理由がある場合で、この規程により難しいときは、企業長の承認を得なければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の給水装置の構造及び材質の基準に関する規程は、平成10年4月1日以後に給水装置工事の申込みがされたものについて適用し、同日前に給水装置工事の申込みがされたものについては、なお、従前の例による。

附 則（平成15年2月6日規則第3号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日規則第13号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。